

Chasse Ballet School

シャッセ バレエ スクール

会員規約兼入会申込書

この会員規約兼入会申込書は、当バレエスクールを運営する上で必要な事項を定めるとともに、シャッセバレエスクールに入会を希望される方からの入会申込書を兼ねるものです。

当バレエスクールに入会を希望される方は、本会員規約にご同意いただいた上で、入会申込書に必要な事項を記入してご提出ください。

会員規約

第1条 名称・目的

シャッセバレエスクール（以下、「当スクール」といいます。）は、齋藤かほり（以下、「代表」といいます。）が運営するクラシック・バレエの教室です。当スクールは、クラシック・バレエを多くの方に楽しんでもいただくことをその主な目的としています。

第2条 入会

- 当スクールに入会を希望される方は、入会申込書に必要な事項を記入し、入会金とともに代表に提出してください。代表が入会を承諾した時点で当スクールの会員となります。
- 入会金は生徒さん1人当たり3000円です。

第3条 会費

当スクールの会費は以下のとおりです。この会費には消費税が含まれます。

- 週1回レッスン 3000円
- 週2回レッスン 5000円
- 週3回レッスン 6500円

会員は、毎月最終のレッスン日までに、翌月分の会費を現金で代表にお支払いください。

第4条 会費の不減免・不返却

- 月の途中で入会された場合であっても、会費の減免はおこなっておりません。
- 生徒さんがレッスンを欠席されても、欠席分に相当する月会費の一部返金はいたしません。また、退会に伴う月会費の一部返金もいたしません。

第5条 レッスンの場所

当スクールは、以下のスタジオにおいて、バレエのレッスンを行います。

〒305-0813 茨城県つくば市下平塚4-6-7 (株)カードックオオノ 2F

なお、代表は、スタジオに収容できないような多人数でのレッスンを行う必要がある場合等、必要と認める場合には、事前に会員に告知した上でレッスンの場所を変更することがあります。レッスン場所の変更により、生徒さんがレッスンに参加できなかった場合であっても、第4条の適用は妨げられません。

第6条 クラス

当スクールでは、年齢に応じて、以下のクラスを設けています。生徒さんは、原則として、その年齢に応じたクラスに所属していただきます。

- 幼稚園クラス 4歳から6歳まで
- ジュニアIクラス 7歳から9歳まで
- ジュニアIIクラス 10歳以上
- 大人クラス

なお、生徒さんは、代表の承諾を得て、対象外のクラスに入ることもできますので、希望される方は、代表にご連絡ください。

第7条 レッスン

- 当スクールは、第5週及び祝祭日を原則として除き、上記各クラスを毎週1回以上開きます。なお、代表は、例外的に第1週のレッスンを第5週に移動させるなど、必要に応じてレッスンの日程を変更する

ことがあります。レッスン日程の変更により、生徒さんがレッスンに参加できなかった場合であっても、第4条の適用は妨げられません。レッスンの日程については、以下のホームページで随時公表いたしますのでご確認ください。<http://chasse0298.jimdo.com/>

- 生徒さんは、原則として、その所属するクラスのレッスンをお受けください。
- 生徒さんの都合により、レッスンを欠席した、又は欠席する予定である場合、生徒さんは、代表の承諾を得て、欠席した、又は欠席する予定のレッスンを他の日程の同一クラスのレッスンに振り替えることができます。例えば、第1週月曜日のジュニアIクラスを欠席された生徒さんは、代表の承諾を得て、第3週火曜日のジュニアIクラスを欠席したレッスンの代わりに受けることができます。なお、代表は、欠席したレッスンの日と振替を希望するレッスンの日が社会通念上、離れている場合（例えば、4月1日のレッスンを12月1日に振り替える場合）、振替の回数が受講するレッスンの5割を超えるなど頻繁であるなど、振替を認めることにより当スクールの運営に支障をきたす場合等、振替を認めることが相当でない場合には、その裁量により、レッスンの振替を承諾しないことがあります。
- 生徒さんは、代表の承諾を得て、その所属するクラスと異なるクラスのレッスンを受けることができます。

第8条 会員への連絡

- 当スクールの活動に関する連絡は、原則として電子メールにより行うこととしますが、必要に応じて電話連絡をさせていただくことがあります。
- 会員は、最新の電子メールアドレス及び電話番号を代表に連絡することとします。当スクールは、Chasse@fastmail.com のアドレスから連絡メールを一斉送信いたしますので、このアドレスからのメールが受信できるよう、迷惑メールの設定等を各自設定していただきますようお願いいたします。

第9条 退 会

退会を希望される会員は、退会月の前月末までに、代表に対し、適宜の方法で連絡をすることとします。退会に伴う入会金、月会費の返金はありません。

第10条 免 責

当スクールの代表び招へいされた講師は、当スクールの活動に伴い生じたいかなる損害についても、その損害が代表又は講師の故意又は重過失によるものでない限り、会員及び生徒さん等に対し、責任を負いません。

第11条 規約の変更

事務局は、本規約を変更することができます。規約を変更した場合、事務局は、変更後の規約を会員に速やかにお知らせすることとします。変更後の規約にご同意いただけない会員は、第10条の規定に従い、退会することができます。

入会申込書

年 月 日

私は、上記会員規約に同意の上、シャッセバレエスクールに入会を申し込みます。

会員（保護者）の住 所 _____
会員（保護者）のお名前 _____
電話番号 _____
携帯番号 _____
メールアドレス _____
生徒（お子様）のお名前 _____
（ふりがな） _____
生徒（お子様）生年月日 _____

